

事前評価調書

I 事業概要																				
事業名	交通安全対策事業（歩道設置）																			
地区名	一般国道 151号																			
事業箇所	きたしたらくんとうえいちょう <small>みわ</small> 北設楽郡東栄町大字三輪地内																			
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、長野県飯田市から愛知県豊橋市を結ぶ幹線道路であり、この地方の交通の要となっている。 ・当該区間では、三遠南信自動車道の開通後、観光目的の交通量が増加し、事故の危険性も増加しているが、歩道が設置されておらず、近くに駅や病院があるが、学生や高齢者は車道を通行せざるを得ない大変危険な状況となっている。 ・そのため、本事業で歩道を設置することにより、歩行者の安全を確保するものである。 																			
事業目標	【達成（主要）目標】 ① 歩行者の安全確保 【副次目標】 —																			
事業費	事業費	内訳																		
	0.87億円	■工事費 0.84億円、■用補費 0.01億円、■その他 0.02億円																		
事業期間	採択予定年度 平成29年度 着工予定年度 平成29年度 完成予定年度 平成30年度																			
事業内容	・歩道設置工 L=61m、W=2.5m																			
II 評価																				
①事業の必要性	1) 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・近くに駅や病院があるが、歩道が設置されていないため、歩行者が危険な状況となっている。 ・歩行者と車両を分離し安全を確保するため、歩道の設置が必要である。 																		
	判定	A A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。																		
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・歩道設置工</td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="2">0.87</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	工種 区分	調査・設計	←→		用地補償	←→		工事 ・歩道設置工	←→		事業費（億円）		0.87	
			H29	H30																
工種 区分	調査・設計	←→																		
	用地補償	←→																		
	工事 ・歩道設置工	←→																		
事業費（億円）		0.87																		
判定	2) 地元の合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地元より要望書が提出されるなど、整備要望の声が強く、地元の合意形成が図れる環境にある。 A A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。																			
III 対応方針																				
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																			

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況及び歩行者の安全性の変化。